

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第14回定例会・会議録

- 1 日 時 平成16年7月7日(水)
- 1 場 所 柏崎刈羽原子力防災センター
- 1 出席委員 新野(議長)・伊比・阿部・今井・小山・中村・宮崎・川口・佐藤・  
高橋・田辺・内藤・中沢・吉田・渡辺(五)・渡辺(丈)・渡辺(洋)  
以上17名
- 1 欠席委員 浅賀・柴野・金子・武本・本間・牧・丸山 以上7名
- 1 その他出席者 柏崎刈羽原子力発電所保安検査官事務所 木野所長  
柏崎刈羽原子力発電所保安検査官事務所 黒沢原子力防災専門官  
新潟県 原子力安全対策課 高橋課長補佐・大滝主任  
新潟県 柏崎刈羽放射線監視センター 殿内所長  
柏崎市 市民生活部 山田部長  
柏崎市 防災・原子力安全対策課 布施課長  
刈羽村 企画広報課 吉越副参事  
西山町 まちづくり推進課 徳永課長  
柏崎刈羽地域担当官事務所 早川所長  
東京電力(株)広報部地域共生室 長野室長  
東京電力(株)安全担当 西田部長  
東京電力(株)本店立地地域部新潟グループ 菅沼マネージャー  
柏崎市防災・原子力安全対策課 名塚係長、桑原主任、関矢主査  
柏崎原子力広報センター 鴨下事務局長(事務局・司会)

事務局

それでは、第14回定例会を開催させていただきます。

欠席の連絡がありましたのが浅賀委員、金子委員、武本委員、本間委員、牧委員、丸山委員、柴野委員と、この7名の委員の方がきょうは欠席ということですので、17名の委員で会議を進めさせていただきます。議長、よろしく願いいたします。

新野議長

では、第14回定例会を始めさせていただきます。座らせていただきます。

この議事にありますとおり、開会の前に今回ちょうどそういう時期でもあるらしく、大きな異動が幾つかありましたので、オブザーバーの関連の方々の異動の紹介をまずさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

木野所長

それでは、資料がございませんが、原子力安全保安院長が6月22日付で佐々木が退職いたしまして、その後、松永という今まで次長をやっていたものですが、委員長となりましたので、ここで紹介させていただきますと思います。

早川所長

馬場が今まで柏崎刈羽地域担当官事務所長をやっておりましたのが、今度6月16日付で早川が参りました。この場に及んで参加しまして、これからも皆さんのご発言などを勉強しながら、さらに引き続きやりたいと思います。

それから、さらに7月1日付で原子力担当官房参事官をやっていた江越の方が変わります。今度、電力基盤整備課長に併任が掛かっています。まだ未定なんです。今月中旬には新しい参事官が着任するという情報をいただいております。

以上、あわせてよろしく願いいたします。

菅沼マネージャー

引き続きまして、東京電力の菅沼でございますが、私どもの方から発電所の関係者の異動の関係につきましてご報告させていただきます。お手元に簡単な新旧対照表ということでお配りさせていただいておりますが、東京電力の場合、夏が定例の異動の時期でございます。それと、今回、原子力の関係は組織改編などもございまして、全体的には大幅な人事異動になってございますが、この地域の会に関わりのありました、あるいは今後関わりを持たさせていただきます担当の者をピックアップさせていただいております。

ご案内のとおり発電所長につきましては、新しく千野が参っております。

続きましては、その下の段になりますが、新しく今回の組織改編に伴いまして設置されたユニット所長でございますが、1号機から4号機につきましては戸根、5号機から7号機につきましては福島という形になっております。この発電所長とユニット所長の関係でございますけれども、発電所長は発電所運営全体のマネジメントを総合的にやるポストでございます。一方で、ユニット所長と申しますのは、各プラントの運転・補修につきまます責任と権限を有する立場でございまして、いわば千野が会社の社長というふうに例えれば、ユニット所長は工場長のような形になります。そのようなご理解で受けとめていただければというふうに思っております。

その下に副所長という欄がございますけれども、今まで戸根が技術全般の副所長をやっておりましたが、今回1号機から4号機のユニット所長ということでございます。その次にございます品質保証担当をしております岩城は引き続き発電所で同じポストについております。

その下の篠原はこちらは広報、総務系の副所長でございますけれども、引き継ぎのポストでございます。

それで、私、地域共生室長としまして、この地域の会の窓口をさせていただいておりましたが、この7月1日付で本店の立地地域部に転出する関係になりましたものですから、今日は私の右側におります長野が後任ということで、今後、地域の会の窓口の方を務めさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

それと、もう1人、右におります西田でございますけれども、今まで発電所のトラブルですとか、技術関係の説明を専ら川俣がさせていただいておりましたが、川俣が発電所の第一保全部長になりました関係で、そういった説明につきましては、今後、西田が中心になってやらさせていただきます。

また、これから扱うテーマによりまして、適切な人選をしてお説明に当たらせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。私の方からは以上でございます。

新野議長

ありがとうございます。2番の議事に入らせていただきます。(1)前回定例会以降の動きですけれども、新潟県、柏崎市、東京電力さんの順でお願いいたします。

新潟県

新潟県の高橋でございます。よろしく願いいたします。それでは、資料に基づきましてご説明したいと思います。前回定例会(6月2日)以降の行政の動きというペーパーをごらんいただきたいと思います。

まず、1番目でございますが、安全協定に基づく状況確認ということで、6月には3回実施してございます。まず6月10日、これが定例のいわゆる月例の状況確認ということで、1~7号機の運転状況の確認ということでやらさせていただきました。

それから、6月17日でございますが、これは6月16日に5号機で出力低下のトラブルがございまして、その関係の状況確認ということで、これについて6月17日に状況確認を行ったということでございます。これは書いてありますように法律に基づきます報告対象事象ということでございますので、トラブルがあった翌日すぐ状況確認を行ったということでございます。

同じく6月22日でございますが、これも6月21日に1号機で出力低下という事象がございまして、その翌日に同じく法律対象事象ということで状況確認を行ったというものでございます。

それぞれのトラブルの内容につきましては、東京電力さんの方からお話があると思いますので、ここでは省略をさせていただくということでお願いしたいと思います。

それから、次の2番目でございますが、2号機の運転再開確認についてということでございます。まず、6月18日、東京電力の方から起動前の準備ができましたということで、運転再開の要請を受けました。6月23日、原子力安全・保安院の担当課長から来ていた

だきまして、5号機の安全確認状況についてということで、詳細に説明を受け、かつ質疑をさせていただいたということでございます。

この辺の一連の流れを受けまして、柏崎市、それから刈羽村のそれぞれの首長さんからご確認をいただいた上で、6月28日に知事の方から容認することが妥当ということで、その旨を国及び東京電力に連絡をしたという経過をたどってございます。

それから、3番目でございますが、6月28日の2号機の容認をもって、1～7号機すべての運転が再開するという事を受けまして、柏崎市長、それから刈羽村長、新潟県知事の三者で会談をやりまして、これまでいろいろな経過がある中で、問題点の洗い出し、どんな成果があったか、どんな課題が残ったか、今後に向けてどんなことをやっていく必要があるのかというようなことを協議をした上で、それぞれ相談をしましてアピールという形で記者会見を開かさせていただきまして、県政記者クラブの皆さんに説明をしたという経過をたどってございます。これが6月30日ということでございます。

以上でございます。

新野議長

柏崎の分は県の方からのご報告にかえさせていただくので、東京電力さんの方からお願いします。

東京電力

それでは、お手元の資料、第14回「地域の会」定例会資料というものでご説明をさせていただきます。前回(6月2日)以降の動き。一つ目でございますが、プレス関係でございますが、6月4日5号機の営業運転を再開させていただいております。

6月11日、先ほど若干ご説明をさせていただきましたが、組織改編について発表させていただいております。

それから、6月16日、先ほど県さんからお話がございました5号機の出力降下がございました。これは185本あります制御棒のうちの1本の挿入圧力が低下したため、この当該制御棒を全挿入いたしまして、出力を低下させ全挿入完了後、現在は定格の出力の運転に戻っております。原因については現在調査中という状況でございます。

それから、6月21日、1号機の出力降下がございました。これは復水器の真空度の低下ということで、出力が110万のところ102万キロワットまで降下をいたしました。この真空度を回復させるために、手動で出力を約80万キロワットまで下げまして、これにより真空度は正常に復帰をいたしました。

6月28日には、2号機の原子炉を起動させていただきました。7月2日には同じく2号機の発電を開始させていただきました。

7月5日でございますが、先ほど6月21日の1号機の出力降下につきまして、出力降下の原因として水素・酸素注入設備の不具合ということが判明いたしましたので、原子炉の安全性及び運転に影響を与える系統には異常がないということを確認いたしまして、定格出力に復帰をいたしております。現在、継続的に調査を行っているところでございます。

それから、二つ目の項目でございますが、その他といたしまして、7月4日に経産大臣、保安院長が発電所をご視察になっております。

7月6日には柏崎市長さん、柏崎の市議会議長さんが当社の本店、東京の方にお出でいただきまして、原子力発電所の再出発に当たっての要請ということで、大きく三つ情報公

開の徹底、品質保証システムの十分な機能、それから地域貢献というようなことで要請を  
ちょうだいをいたしております。

以上でございます。

新野議長

ありがとうございました。以上ですので、(2)に移らせていただきたいのですが、こ  
ちらはちょっと現場を視察という行動に入りますけれども、先ほど最初に資料確認すれば  
よかったんですけども、しませんのでしたので、今ちょっとお手元の資料を確認してい  
ただけますでしょうか。ご説明される方がどれを持ってこの現場に当たればいいかだけち  
ょっとご指示いただきたいんですが。

木野所長

隣の部屋にてビデオを見ていただきますので、ご移動お願いいたします。資料のほうは  
そちらに置いてありますのでお願いいたします。

議長

はい、わかりました。大体、最終めどが8時40分ぐらいでしょうか。一応説明を終わ  
る予定のスケジュールになっていますので、その後質疑応答なんですけど、どうしても現場  
で質疑応答が必要だと思われる場合にのみ、そこで質問とご返答をいただける部分にはご  
返答をいただいて、後からその問答も多少報告していただければありがたいと思うんです  
けど、ではよろしくお願いします。

・・・・・・・・原子力防災センター及び放射線監視センターの視察・・・・・・・・

新野議長

では、原子力防災についてのご説明を国と新潟県からいただいて、その後に見せてい  
ただいたのも含めまして質疑応答の時間とさせていただきますと思います。

木野所長

それでは、原子力防災対策という資料に基づいて説明させていただきます。まず、開い  
て2ページ目でございますが、ビデオの説明でもありましたとおり、防災センターができた  
きっかけというのは東海村のJCOの事故だったわけです。そこで顕在化した課題とい  
うのが大きく分けて二つありまして、安全規制体制の強化の話と原子力防災対策への教訓  
ということで、情報があのおきもJCOで錯綜して、全然自治体もどうしていいのか対応  
とれなかったというようなこともあって、それが反省としてあって、この三つ、初動動作  
などおける国・自治体の連携強化が必要です。

それから、国としての防災体制というのも不十分であったわけでした、その国の緊急時  
の対応体制の強化。

それから、これはもちろんのことですが、原子力事業者の防災対策上の責務、これを明  
確化したということで、原子力災害対策特別措置法というのが制定されたわけござい  
ます。

3ページ目でございますが、原子力災害対策特別措置法の内容について、主なものが四  
つほどございます。まずは私もそうなんですけれども、各オフサイトセンターに原子力防  
災専門官というものを配置するということが法律上うたわれております。防災専門官とい

うのは防災活動にかかわる都道府県、自治体の方、原子力事業者等への指導・助言というのを実施する、あとは当然いざとなったときにここに駆けつけていろいろ指揮をとるということでございます。

それから、オフサイトセンターの指定ということで、原災法の12条に基づきまして、大臣がオフサイトセンターを指定したということで、この柏崎のオフサイトセンターも14年の3月に指定をされてございます。あと防災訓練をやりますということも法律上ございまして、13条に基づきまして防災訓練を年に1回実施しておると。

平成12年から総合防災訓練を実施しておりまして島根、それから13年が先ほどビデオでも出ておりました泊、北海道です。次が大井、そして15年が玄海と。ことしは先ほども申したとおり柏崎ということでございます。

あとは研修を国・自治体・防災関係機関の職員が実施するということでございます。4ページ目は今申し上げましたけれども、既に4回、国の防災訓練を実施しておりまして、こういった点をやっていますということでございます。

5ページ目でございます。10条通報という言葉があるんですけども、それは何ですかねというのがここで書かれております。原災法の第10条というのは、要は原子力事業者が通報しなければいけない基準というものを明確にしているというものでございます。

この10条の事象に該当すれば、直ちに15分以内に事業者が通報するというのを義務づけております。

その具体的な内容というのは政令とか、省令で書かれているわけで、敷地境界付近である一定以上の放射線量が観測されたときということ。それから、爆発等での閉じ込め機能が喪失されて、放射線量が50  $\mu\text{Sv}$ というような量。それ以外に、例えば、原子炉以外での臨界状態の発生の恐れとか、中央制御室が使用不能になったということ。それから、非常停止が必要な場合に、普通はスクラムかかって制御棒が一遍に挿入されるわけですけども、その制御棒が何らかの原因で挿入されないと、停止に失敗というような事象とか、電源系が異状が発生して、必要最小限に電源が減少したなどの事象、こういったものが具体的に決まっていて、ここに該当すれば即座に連絡が来るというものでございます。

6ページ目に行きますが、今度は第15条ということで、15条通報と言うんですけども、このときにまた報告をしなければいけないんですけども、この15条に該当すると原子力緊急事態宣言というのを内閣総理大臣が発令をするわけです。その基準がまた政令・省令で具体的に決まっていて、先ほどの基準の大体100倍程度の基準で放射線量が観測されるとか、それから非常停止が必要な場合にすべての停止機能が喪失されるとか、全電源の喪失事象とか、こういった事象があるとまたすぐに報告をしなければいけないということでございます。

何  $\mu\text{Sv}$  と言われてもわからないので、7ページ目をごらんいただくと、大体イメージをつかめるかなと思うんですけども、この線があって、一番左に平常時と書いてあります。これは通常は地表面とか大気から放射線というのは常に出ているものなので、大体0.05から0.1  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  というものが普通どこの地域でも放射線が出ていますと。これが第10条というのは5  $\mu\text{Sv}$  ですから、平常時の100倍の放射線量が観測されると10条通報と。さらに100倍になると15条通報と。ちなみに、JCOで観測されたガンマ線の計測値というのは15条の事象を超える840  $\mu\text{Sv}$  ということ、中性子も出た

わけですけれども、こういったJCOクラスが起これば緊急事態宣言ですよということが書かれております。

単位の $\mu\text{Sv}$ とかこの辺をごらんいただければと思うんですが、あのとき亡くなった方は数千 $\text{Sv}$ かな、浴びたというふうに言われております。

8ページ目からは、防災対策の指針というのがあって、これは原子力安全委員会が防災指針というのを定めているわけです。指針にはどんなものが書かれていますかというものがここにあるんですけれども、8ページ目はちょっと後でお読みいただければと思います。9ページ目をごらんいただくと、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲と。EPZと言っております。Emergency Planning Zoneと言うんですけれども、施設によって重点的に防災対策をつくりなさいという地域の範囲が決められております。それで、普通の原子力発電所、柏崎ではすべてここに当たるわけなので一番上をごらんいただければいいんですが、EPZの範囲は8から10キロということになっております。ですから、西山、刈羽、柏崎という範囲がこの範囲となっております。

ほかに例えば、核燃料再処理施設ですと5キロとかですとか、研究炉ですともっと短い範囲、これがEPZということで決められております。

あと、皆さん関心があるかと思うので載せておいたのが10ページ目になりますが、どれだけの線量だと避難しなければいけないのと、もしくは屋内退避しなければいけないのというのも、これも指針に書かれておまして、予測線量が、これは $\text{mSv}$ 単位ですけれども、外部からの被ばくと内部被ばくによって分かれております。外から浴びる放射線と何かを取り込んだときに内部から浴びる放射線ということで分かれておりますけれども、10から50 $\text{mSv}$ だと自宅の中に退避する、もしくはコンクリート建屋に退避するということとなります。内部被ばくだと100から500 $\text{mSv}$ 。これが外部被ばくが50 $\text{mSv}$ 以上、もしくは内部被ばくで500 $\text{mSv}$ 以上になると、コンクリート建屋の中に退避するか、またはその場から避難をするというのが一応の目安になっております。

あとは、11ページ目から、これは先ほどのビデオにも重複いたしますけれども、もうちょっと詳しく書いてあるものでございます。事故が発生すると右上のところから事業者から通報があって、経済産業省の中では大臣から内閣総理大臣へ報告が行ったりとか、国では内閣総理大臣が本部長になって、経済産業省大臣が副本部長になってというような体制ができて、その中から現地へ派遣されて、オフサイトセンターでは本部長が副大臣、本部長は内閣府、経済産業省、文部省、国土省、厚生労働省、防衛庁、消防庁などいろんな方が集まってくると。当然、地元の県の方、それからここと言えば柏崎市、刈羽村、西山町の方も集まって、現地対策本部ができると。それからいろいろな指示をして、例えば、住民避難の必要性があれば、自衛隊に要請をするとか、警察、消防に要請をする。道路の封鎖とかいろんな要請があり得ると思いますけれども、そういったものをお願いいただくと。もしくは、被ばくの管理の観点とか、医療の関係から放射線医学研究所という、JCOのときもこの方にいろいろ手伝ってもらったわけですけれども、こういった研究所をお願いしたりとか、サイクル機構、日本原子力研究所の専門家を派遣してもらおうと。当然、電気事業者、電力会社の方も専門的な支援をするということ、こういった体制をとっていただくでございます。

12ページ目はオフサイトセンターの機能としては、先ほどビデオで紹介いたしました

とおりですけれども、ごらんいただければと思います。

13ページ目、これも先ほどのビデオとおりでございます。

14ページ目も大体一緒ですけれども、先ほど小さな会議室を紹介しましたけれども、14ページ目で左上に最重要事項の調整ということがありまして、これを先ほどの会議室で行うわけです。 から まで、例えば、避難、屋内退避とか、退避の範囲の決定、それから事故が終息した場合のその解除。それから、ヨウ素剤。これは内部被ばくを防ぐための効果があるわけなんですけれども、そのヨウ素剤を服用するための指示の決定とか、それから飲食物の摂取制限の決定。事故終息のためにとるべき措置。それから、1回出された緊急事態制限の解除宣言についての具申と。その他と。こういったものを官邸などと連絡調整をするということです。

最後は東京都・現地の体制ということで、先ほどご紹介したとおりでございます。

短いながら以上でご説明を終わります。

高橋課長補佐

それでは、新潟県の方からご説明をしたいと思いますが、私の方は原子力発電の現状という、この青い冊子を皆さんのお手元にお配りしていると思いますが、これをごらんいただきたいと思います。

この冊子は県の方で毎年、原子力発電の現状ということで、いろんな状況を踏まえながら作成をしてきているものでございまして、何かの機会がありましたら防災関係だけではなくて中をごらんいただきますと、いろんな情報がかなり入ってございますので、ぜひお役立てをいただければというぐあいに思っております。

例えば、1ページをお開きいただきますと原子力発電の現状ということで、いろんな関係機関の位置だとか、そういうのが図面上に落ちていますし、2ページ目には現在の原発の7号機までの状況とか、こういうデータがいっぱい入ってございます。

したがって、何か原発の関係でいろんな資料が欲しいといったときに、まずこれをごらんいただきますと、結構それなりの情報がいっぱい盛り込んでございますので、ぜひそのときにはお使いをいただきたいというぐあいに思っていますし、さらに細かい資料編というのが、45ページをお開きいただきたいと思いますが、45ページをお開きいただきますと、私も県と東京電力、それから柏崎市、刈羽村で結んでおります安全協定というものがございまして、これが私どもがいろんな仕事をする中での根拠になっているものでございます。こういう資料とかいろんなものが載っています。例えば、事故が過去にどういうのがあったとか、全国の発電の状況はどうだとか、設備の利用率だとか、かなりいろいろ載っていますので、ぜひ機会がありましたら、一度眺めていただければということをお願いをしたいと思います。

今日の私の方の話は、29ページからこの資料に基づきまして簡単にご説明をしていきたいと思いますので、29ページをお開きいただきたいと思います。

29ページをお開きいただきますと、原子力防災対策ということで書いてございますが、主な概要は先ほど木野所長の方から説明がありましたように原災法の対応という部分が随分ございますので、そのダブる部分は省略をさせていただいて、県の方では特徴的にどんな対応をしているかというところを中心にご説明をさせていただこうかなというぐあいに思いますので、次の30ページをお開きいただきたいと思います。

まず、30ページをお開きいただきますと、ここに新潟県地域防災計画ということ、これは抜粋でございますが、本編はきょう持ってきていますが、これぐらいのもので、このほかにさらに資料編というのがもう一つございます。こういうものを要約したものであるということでございなければよろしいかなというぐあいに思っておりますが、この中にまず第1章総則で目的だとかいろいろ書いてございますが、まずご承知おきいただきたいのは、先ほど木野所長の方からも話がありましたように、EPZと言いまして、防災対策を重点的に実施すべき市町村というものが定めてございます。これが柏崎、刈羽、西山ということございまして、おおむね半径10キロ以内。ここが定められていますということでございます。これを前提に私どもとしてはいろんな対応をとっていくというのが基本的な考え方でございます。

では、実際にどうなるのかと言いますと、まず災害予防計画ということで、事前にいろんな予防体制があるということは、これはそこだけちょっとご承知おきいただければいいかなということで、これははしりたいと思います。では、実際に災害になったらどうなんだというあたりから簡単に県の部分をご紹介をしていきたいと思いますが、例えば、先ほども話がありましたように、原子力災害の場合の法律がございまして、その中で法律の10条という説明が先ほどございました。その中で特定事象というある一定の定められた現象が起こった場合、これはそれに該当しますので、直ちに県に連絡してくださいということになってございます。それが31ページの一番上の図でございます。10条に基づく通報経路ということで、原子力事業者から県であれば原子力安全対策課というところに入ってきます。

それに基づきまして私どもはすぐいろんな行動を開始するというのが災害の場合の一番最初の動きということでございます。

ちょっとご紹介いたしますと、昨年までは県の組織は、原子力安全・資源対策課ということで、原子力の安全の部分と監視の部分をする課が一つ。それから、消防防災課と言いまして、防災業務を担当する課が一つということで、防災と安全というぐあいに二つに分かれていたんですが、今年の4月から防災局というのができまして、その中で原子力安全対策課というのができました。その中で、いわゆる監視と、それから安全と、防災と、この三つの係でもって一元的に対応するというのが今年からの新しい体制であるということでございますので、こういういろんな状況があった場合には、すべて私ども原子力安全対策課に第一報が入ってきますよということでございます。

同じ31ページの原子力災害対策本部の設置というぐあいに書いてございますが、これは先ほどその隣の部屋でもちょっとご説明をいただいたんですが、新潟県の場合は県庁ではなくて、このオフサイトセンター、防災センターの中に新潟県の本部をすぐに立ち上げるとのことでございます。これは全国でもここ一つだけでございます。あとの皆さんのところは県庁に本部を立ち上げ、防災センターの中に現地対策本部を立ち上げるというやり方をやっておりますが、県の場合は何かがあればすべてこちらに知事以下が全部来て、ここで対応するというのが特徴であるということでございます。

では、そういう体制を県はどういうぐあいに考えていくのかと言いますと、その31ページの真ん中にちょっと色が変わっていますが、第1配備、第2配備というぐあいにございますが、法律ではこの表の下の方にございます第2次配備というのがいわゆる法律に該

当する事象でございます。ここで5  $\mu$ Svというぐあいを書いてございますが、これになりますといわゆる法律で定める第10条に相当するということなんですが、県の場合はこれのさらに5分の1の状況、1  $\mu$ Svという値でもって県の方では警戒体制をとると。いわゆる1次配備体制をとるということで、先ほど1回でござんいただきました放射線監視センター、あるいは東京電力がやっていますいろんなモニターで、こういうデータが出たという連絡があった段階で、私どもは警戒体制ということで非常招集をかける。非常招集をかけ、県に担当者を集め、直ちに本部をつくる必要があるのか、あるいはどうなのかということ協議をするというのが私どもの前段階であるということでございます。

それでは、そういう1  $\mu$ Svなんて値が出なければ県は動かないのかと言われますと、実はそうではなくて、その前段階にまだ幾つかあります。というのは、先ほどちょっとご説明いたしましたように、県の方は安全協定というのを結んでございまして、いろんな例えば、発電所のトラブルであるとか、何かがあった場合については、それに基づいてこういう災害に至る前の状況ですべて私どもの方に情報が入ってくるということになってございます。その情報の入り方も直ちに連絡、あるいは翌朝連絡ということで、段階をつけてございまして、例えば、先ほどご説明しました6月にありました1号機、あるいは5号機のような、ああいう法律に該当するものという場合ですと、夜中でもすべて連絡が入ってきます。県庁の第1順位者が私でございますので、私は常に枕元に携帯電話を置いてまして、夜中でも全部入ってくる。今回の5号機の時には夜中でしたので、夜中に1回起こされました。そういうことですぐに対応はできるような体制はとっているということでございます。

私が受けた後、直ちに課長に連絡を入れ、担当係長に連絡を入れる。状況に何か変化があれば、先ほど説明しました殿内センター長の方に連絡を入れて、放射線の状況はどうだというような形で対応をしているということでございます。

さらに、実はその安全協定の前段階でよくあるのが、例えば雷がなりました、あるいは大雨が降りましたと言いますと、先ほどちょっと話がありましたが、雨が降ると多少数字が上がりますというような発言でした。それは雷になるとさらにまだ上がるんです。そうなった場合に、ある一定のレベルを超えるということがありますと、それはすぐに警報が出て、どういう状況かという確認をするというような動きをします。これは私ども県のデータであればセンターの方で動く。逆に東電の方で何らかのそういう異常値、あるいはそういう安全協定に行かないレベルであったとすれば、それは私どもの担当係長のところに夜中であれ連絡が入ってくるというようなことで、かなり前段階、前段階でいろんな事象をチェックするという体制をとって動いているということでございます。

それから、本編に戻りたいと思いますが、次の31ページをお開きいただきたいと思えます。

今ほど申し上げたようなことで、いろんな対応をとっているわけでございますが、32ページのところにございますように、例えば、そういうことでいろんな問題が出てきて避難をしなければいけないよというようなことになれば、先ほど話がありましたように、一定のレベルで避難、例えば屋内退避であるとか、コンクリート屋内退避、あるいは避難というような対応をとっていくというようなことで、いろんな防災対策を全部計画的につくってございます。

この辺、では実際のときはどうするんだねと言われると思いますが、そういうものにつきましては、例えば、公共交通機関、例えば、越後交通だとか、新潟交通だとか、あるいは頸城交通だとかというところに全部連絡がとれるような体制をとってございますので、何かがあれば緊急用のそういう車両の確保等もできるという計画はすべてつくってございますので、ご承知おきをいただければということでございます。

それから、次の34ページの方に入っていきますと、そういういろんな災害があって対応しますよ、終わった後はどうするんですかというようなことがあった場合には、原子力災害の復旧対策ということで、汚染の除去だとかそういうのをどうしましょうかねというような計画もすべてつくってあるということでございます。

詳しい話を申し上げますと非常に長くなるので、簡単に雑駁に流してしまいましたが、県の方とはとにかく国が15条という段階で本部ができるそのさらに一つ前の段階、10条の段階でここに本部をつくりますよ。さらに本部ができるようなさらに前の段階ではいろんな連絡をいただいて、それなりの対応をしていますということをご理解をいただければいいかなというぐあいに思っております。

県の方で実際に災害があったときに、では一番何をメインにやるかというのをちょっと戻りますが、32ページになりますが、緊急時モニタリング等というのが32ページに書いてあると思いますが、32ページの真ん中辺、と書いてありますが、例えば、先ほど申し上げましたように、第1次配備体制ということで、県庁の方に警戒体制をとって人を集めたという段階で何をするかと言いますと、私どもの方では環境放射線テレメーターシステムによります監視の強化ということで、直ちにいろんなデータを確認をしてくださいねという指示を出します。その中で、さらに例えば異常値が出てきた、いろんな状況に変化があるよということになって、本部ができたということになりますと、速やかに環境調査班というものを編成します。その中で緊急時モニタリング等ということで、先ほどちょっとごらんいただいたと思いますが、例えば可搬型のモニタリング等ポストとか、ああいうものを全部持ったり、あるいはここに移動用の測定車もございますので、そういう測定車で現場の状況を確認をするということで、とにかく放射線の状況は今どうなのかということをしてすぐに監視できるような体制に入るとというのが一番大きな私どもの動きかなというぐあいに思っております。

非常に雑駁でございますが、以上でございます。

新野議長

いろいろとご説明を一方的に受けてきたんですけれども、見学も含めて質疑の時間に入らせていただきたいんですが、質問がありましたら、もう多分9時ごろにはと思っておりますので、30分程度時間をとってあるんですけれども、私たちは素人集団ですから、本当に何でもお聞きできる立場ですので、ぜひご質問ください。

宮崎委員

どなたにどういうふうに質問していいかよくわかりませんが、私が聞きたいことを勝手に言わせてもらいます。

一つは先ほどの話がありましたが、10キロ圏が重点的対策地域だということの方に言われているんですが、私はいろいろ地域の方に言われるのは10キロでいいのかと。10キロ過ぎたらもうヨウ素剤も配らないし、対策しないというのはどうも腑に落ちないと。

ちょうど10キロ線が引いてあるのがありましたよね、この地図に。安田地域とか、北条の人たちは、ちょうどその10キロぎりぎりの線なんですね。道路を通っていくと、逃げたりすると10キロ圏内に入ってみたり、出してみたりするんです。そういうところの人は、そんな10キロで切られて納得できないと。隣の家はヨウ素剤を配られても自分のところには来ないなんていいのかとこういう心配を持っているんですが、やはり人の出入りということもあると思います。それから、当然道路の関係で入ったり出たりということもありますし、いろいろとそういう事故となれば動きが激しくなったりするということになると、この町村単位にやはり人というのは住んだり、働いたりしているわけですから、10キロという線はわかったんですが、対策としては町村を一つの区域にしてやってほしいというのは私の希望なんですが、そういうことを対応してできるのかどうかということです。

2番目の質問は、例のヨウ素剤の配置が昔から問題になっているんですが、いまだにどこにあるんでしたか、保健所にある。保健所が廃止されてしまったから今はどこに行っているのかわからないという、その辺のところを詳しく聞かせていただきたいとともに、この事故が起こったときのことをいろいろ想定しますと、放射線が漂うとか、放射線物質が浮遊している中を、ヨウ素剤を配る人がいるんでしょうかというのが私ら素人の非常に不思議な、どうするのかなという質問なんですが、それだったら最初から各家庭に配ったり、いろんな保健所とか、学校とか、施設のところに置いておいて、対応した方がいいのではないかと。即対応できる配置というのをなぜしないのかというのを昔から不思議に思っていました。

それからもう一つ、不思議なことがあるんですが、この地域に事故が起こった場合に、今の説明等を見ていますと、医療班が来るというんですね。医療班というのは柏崎市内のお医者さんなのかなと思っているいろいろ聞いたことがあるんですが、市内のお医者さんではないんだそうですね。専門の人は大体いない。放射線担当の人はいないというんだそうで、どこかから来るんだそうですね。来るのにものすごく時間がかかると。どこから来るんでしたか、新潟市の方から来るんだっただか、一体どういうところから来られるのかなと。そういう方たちは事故中に放射線の漂っている中をかいぐくってくるのはどうするのかなという心配があります。そんな医療班と書いてあるけれども、実際はそういう方たちが放射線を浴びないように来るということではできらるだろうかという心配もあります。

もう一つ私が、実は私は務めは中学校なんですが、県の教育委員会でこの原子力防災に関する学校向けの説明があったんです。そのときにも私質問したんですけども、先ほどの説明の中に、コンクリート建屋に避難すればいいと言われているのですが、学校というのは本当にコンクリート建屋になっているのだろうか。どこへ逃げてくるんですかと言ったら体育館の中に逃げるといいますね。体育館って大体ガラス張りなんです。どこにコンクリートしてあるのか。床とか、回り多少してありますけれども、ガラス張りなんですよね。そういうのでいいんですかと言ったら、体育館もできるだけ真ん中の方に集まっていたらいいという、真ん中に地域の人をどうやって集めるのかなというのがわからないのですが、それから、子供が日中だったら活動しているわけです。そうしたら例えば、グラウンドで体育をしていた、警報が鳴った、子供たちはでは避難という指示でもって教室へ入って行った。そうしたら、放射線の物質が漂っていれば体についているかもしれない子

供が「避難しなさい」と言って、そうすると普通教室にもし戻ったら、教室に残った子供たちは何もチリを浴びていないのに、子供たちが逃げてきたところで今度は2次被害をどんどん受けてしまう。そして、学校にスクリーング、逃げてくるときにさっきみたいにシャワー浴びるとか、そういう施設がどこにあるのか。何もないですよ。あたって数がたくさんないと対応できないと思うんですけども、そういう施設も何にもなくて、一応退避場所ですというふうに看板だけはでかかか出てはいるんですが、何も実効性のない建物になっているので、これでいいのかな、これやらないのは結局事故がないからいいんだよということにめげめげと言っている、看板だけ出して中身は何にもつからないという、そういう例の安全神話に乗ったこういう条文だけをつくって、実際は放ったらかしておくというふうに見えて仕方がないんですが、いわゆる疑問があるんですけども、そんなところを不思議に思っています。ちょっとどなたに答えていただいたらいいかよくわかりませんが、お願いします。

高橋委員

関連したことなのでちょっと口を挟ませてください。今ほど宮崎さんの方からこれ同心円ですよ、この10キロ圏内というの。これ同心円ではうまくないと思うんです、私は。風向きがあるでしょう。だから、風向きは日1日とか変わるわけなんです、そこら辺を考慮した楕円といいますか、そういう範囲にやらなければ意味ないのではないのかなと。風上の方はその分へこむかもしれませぬけれども、それを風上を引っ込めれというわけにはいかないから、結局は風下の方向をもっと範囲を広げると、そういうふうにはできないものかなとそんなふうに思っています。

それから、今シャワーという言葉が出たんですが、そこにあるシャワーは普通の家庭用のシャワーと機能は同じなんですか。

木野所長

同じです。

高橋委員

同じ、そうですか。ただ、その場合、水源がどこにあるか。水源が汚染されていた場合どういうものなのかと、これ私の質問なんです、以上ですがよろしくお願いします。

木野所長

それでは、まず幾つかあるんですけども、EPZ、要はこれは何かというと、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲なんです。これは事故が起こる範囲というか、放射線物質が10キロ以内に拡散する範囲とは全く別の話ということをもっと申し上げますが、何でも10キロでよろしいんですかというご質問があって、別に過去の経験があるわけではないんですけども、大体まさに安全委員会が定めた指針として、このぐらいの範囲を考えておれば、例えばこれはまさに風向き、それから風の強さによっても変わるわけなんです。それで、出てくる放射線物質の量によっても変わるわけなんですけれども、その辺をいろいろ勘案して10キロで大体よろしいよというのを決めたものであります。これは実際、風がなければほとんど広がらないし、逆に風が強いと今度は広範囲に拡散するんですけども、風が強ければ拡散するスピードが物すごく速くて、逆に放射線物質の濃度が薄まるわけです。だから、風が強いからと言って、では100キロまでの範囲にすればいいかということでもないといういろいろ考えられての10キロだと考えております。

それで、あと高橋委員のおっしゃったまさに同心円でいいのかというのは、先ほどスピーディーという画面を左にお見せしましたけれども、風が西から吹いてくるのを想定して、ピンク色の円が同心円になっていました。あれはまさに西から風速何メートルかで想定をして、放射性物質が出たときに、あの範囲にそれだけの濃度のものが広まるよということをあらわしたものです。

実際そうすると、そういう事故が起こった場合には、その範囲の人を避難させるということをご決定するわけなんです。そのための予測システムなんです。ですから、決して半径10キロの人をすべて避難させるわけではなくて、その濃度の濃いところの人をその都度判定をして避難をさせると。それは後でもお話ししますが、放射線物質が出てから避難させるのでは間に合わなくて、あるいは事故が起こって6時間後とかという、というか、放射線物質が出て6時間後とかそういうものを計算するシステムになっておりまして、そうすると、その6時間後にはこうなるんだよというのが出てくるから6時間前に皆さんを安全な場所に避難をさすのが基本的な考え方なんです。

宮崎委員のご質問にもありましたけれども、放射線が漂う中、例えば、どうやってヨウ素剤を配るのというものについては、放射線が漂うときにはもう住民避難を完了させていなくてはいけません。そのためにこのオフサイトセンターがあって、拡散地域を予測して、その何時間前に住民避難を完了させなければいけないから、例えば6時間前に避難させましょうということをご決定して、実際に自治体の方に動いてもらって避難をさすということなので、漂う中、ヨウ素剤を配るということは余り想定していなくて、漂う前にみんなを避難させるということをご想定しているわけです。

あと、医療班はだれが来るのかというのは、後でちょっと具体的に言わせていただくとして、医療班の役割は医療機関との連絡調整ということなので、ここにお医者さんが来るというよりは、お医者さんを連絡して、その医療機関に受け入れてもらうとか、そういうことをやるのが医療班の役目なんです。

あと、同じような小学校でもコンクリート建屋に避難して、体育はコンクリート建屋ではないんじゃないのというお話とかありましたし、放射性物質のくっついた小学生が室内に入ってどうするんだというのもありましたけれども、先ほども申したように放射線物質がそこに来る前に避難させるというのがまず原則なんで、その皆さんが浴びないことがまず第一なんで、そのためにこのオフサイトセンターがあるということをご理解いただければと思います。

高橋課長補佐

それでは、ヨウ素剤の関係についてご説明をしたいと思います。先ほど保健所はなくなったよという、確かに保健所という看板がなくなったんですが、組織上一応あることはあるんです。今、柏崎地域振興局健康福祉部という実は名前になりまして、昔は保健所とか、福祉事務所だとか、それぞれそういう単位の名前だったんですが、地域振興局という一つの地域ごとに大きな組織をつくりまして、その中に各部をつくってしまったものなので、今、健康福祉部という名前で鏡町にございますよね、あそこは柏崎の昔の保健所。保健所という組織は一応残っています。所長も一応いることにはなっていますが、業務そのものは健康福祉部という形でやっていますということをございます。

ヨウ素剤は今言いました、いわゆる昔で言う保健所のところに約16万4,000錠ぐ

らい置いてございます。そのほかに柏崎市役所、それから柏崎消防本部、刈羽村役場、西山町役場というところに必要量をすべて置いてございますので、現在合計で50万4,000錠ほど置いてございますが、ヨウ素剤の飲み方につきまして、実は防災指針というのが改正になりまして、以前は3日くらい飲むとか、2日飲ませるとかという話があったんですが、今は1回しか飲ませないということになりましたので、必要量はかなりまた少なくなってきました。これは新しいそういう考え方が出たということでございます。

それから、医療班の体制ということでございますが、先ほど木野所長から説明がありましたように、実際の医療の関係で出ていくのは、例えばスクリーニング班と言いまして、例えば避難場所にいろんな方が避難してきますよね。その方がまず被ばくしているかどうかというようなものをスクリーニングして、あなたは浴びていますよ、浴びていませんよという分けをやります。そのときにはスクリーニング班というような方とか、あるいはけがをした方とかという方は救護班というような担当者がいますし、そういう形でいわゆる県の健康福祉部の職員だとかそういう方が集まってきて、その中には保健師さんだとか、薬剤師さんだとか、いろんな方が入っています。そういう方が来て、いわゆるスクリーニング班だとか、医療班だとか、救護班だとかというものをつくっていますし、その中に例えば日赤のお医者さんだとか、そういう方も全部入っていただいてつくっていくと。そういうものを主に避難場所ごとに設けていきますので、そちらに来た方に対してけがをされていれば治療をする、あるいは除染をするというようなことをやっていきます。

例えば、それでもまだ除染し切れなくて、専門の医療が必要ですよということになった場合に、ではどうするかと言いますと、県の場合は新潟県の県立がんセンターというところにそういう施設を設けてございまして、そちらの方へヘリコプターで緊急輸送する等を考えます。さらにそれでもだめだと。これはもう重篤だということになれば、千葉県の方に放射線医学総合研究所というのがございますが、こちらの方に移送するということで体制は順番に考えてあるというのが医療班の考え方ということでございます。

それから、シャワーの水源というお話でございますが、この防災センターの中に確かに先ほどごらんいただきましたように除染施設がございまして、あれは今、水道水源を使っています。ただ、そのほかにもし水道水源がだめになったらどうするかということで、受水槽を設けてございまして、緊急時にはそこのところにきれいな水を持ってきてもらって、そこへ入れてそこから供給するという形のやり方をします。通常は柏崎市の水道でやるというような考え方で対応してございます。

高橋委員

事故、多分そういうことはないと思うんですけども、そういうときのための体制だと思うんですが、例えば、今6時間後を見てということを行いましたよね。ということは、発電所で事故が発生しました、それから、6時間はもう完全に発電所内で漏れないような対策を講じられるということなんですか。

木野所長

事故の種類によっても変わりますけれども、例えばJCOみたいな加工施設だと一気に臨界事故というのは起こったわけです。軽水炉の場合はいろんな安全装置があって、まずは大体6時間よりもさらに長い時間で事故は進展します。放射線物質が外に出るのは1日とか、2日とかそういうくらいたってからという場合がほとんどなんです。ですから、6

時間以内に放射線物質が大量に外に出るという事故は、そもそも放射線物質が外に出る事故自体もかなり確率が低いわけですが、即座に出てくるという事故はもっと低いわけです。あちこちの機能が一遍に全部壊れて、ECCSから壊れ、制御棒も入らなくなり、それで配管が一気に破断を起こして、水が全部なくなってしまったというようなことが一遍に起これば、それでも結局、格納容器と圧力容器があって、閉じこめ機能がありますから、その内圧が徐々に上がっていきと。そうすると、それでも6時間以内というのは、なかなか想定はできないのかなと思っていますけれども。

高橋委員

それから対策本部ができました。できて実際に機能するまでの、要するに発生しました、各部署へ連絡しました、実際に機能するまでの時間というのはどれくらいを見ているんですか。

木野所長

先ほども県の高橋さんから説明あったように、私から説明した10条、15条レベルの通報がある前から既に我々は情報は電機事業者から入っておるわけです。10条通報前には県の災害対策本部を立ち上げる。県からこちらまで来る時間は1時間ぐらい。我々、国の専門官は市内に住んでいるので、私とか副所長は連絡を受ければすぐに行く。それが大体15分で、このセンターを立ち上げるために、メンテナンス会社というのがいて、我々が一人一人パソコンのスイッチとか全部入れてまわっていたら大変なので、また機の配置等があるので、それをやるメンテナンス会社が30分から1時間ぐらいで配置出来る状態になります。

私とかは15分、20分以内には来れる想定ですから、30分、1時間ぐらいでは初動体制はとれるかなと。あと東京から来る人もいますし、いろんな市役所とから来られる方もいるので、全員がそろうというのはかなりの時間がかかるにしても、最低限の連絡体制をとるとかというのは、30分から1時間ぐらいでは初動体制はとれるかなと思っていますけれども。

高橋課長補佐

県の方でございますが、先ほど申し上げましたように、本部ができるいわゆる10条の前に、1 $\mu$ Svという5分の1のレベルで県庁に集めてしまいますので、そこから既にどういう対応をとるかということ始めています。監視状況については、先ほど説明しました殿内センター長が柏崎のすぐそこに住んでいますので、何かがあればすぐに飛んできてこちらのスイッチを入れて見られる。もし万が一いなかったとしても、担当職員にパソコンを配ってまして、パソコンで自宅から全部アクセスできるようになっています。なので、放射線監視の状況というのはすぐ自宅で何かがあれば確認をして、県庁の方にこういう状況ですよという連絡がもらえるという体制をとっています。

新野議長

それと、もう一つコンクリート建屋の質問が入っていたんですが、それのお答えは。避難場所の指定されているところのコンクリート建屋ということで。

高橋課長補佐

先ほど一つ落としたようでございまして、すみませんでした。確かにおっしゃるように、例えば周りが全部ガラス張りだとかということになりますと、それはいわゆるコンクリー

ト退避場所としては的確ではないかと思えます。ある程度密閉性があって、ガラスの面も余り多くないというような形の中での建物が基本的にはコンクリート屋内退避所というぐあいに思っています。

宮崎委員

そうしますと、柏崎何カ所でしたか、全部の学校とかに退避場所として看板を掲げていますけれども、ほとんどではふさわしくない場所を指定したということになってしまいますよね。

まだ私はその際いろいろ聞いていたんですが、サッシでほとんど窓はつくられているんですけれども、大勢逃げて、大勢退避して集まれば、換気ということを考えなければいけなくなりますよね。冬場、夏場、夜とかいろんな時間帯、あるいは季節もあると思うんですが、夏場もしこうなったらどうなるんだろうというふうに考えたことがあるんですが、暑い中に締め切って、みんなが汗を垂らしながらいるんだろうかと疑問が出たときに、換気装置がないではないかとか、水だってどうなんだろうとか、いろいろ心配をしたことがあります。ですから、ふさわしくないならどうしてくれるのかという点を聞きたい。

もう一つ、今度は私、学校にいる関係なんですけれども、子供が学校にいた場合に、学校へとどめておかなければならないですよ、ちょうど施設の中にいるわけですから。それを今度、保護者に返す時間というのはどうなるのか。あのときいろいろこれよりもっと細かい説明書がありまして、県の教育委員会の説明のときに、校長の判断なんです。子供を保護者に返すのは、校長が放射線が目に見えるわけではないからどうするんだと。非常に一つ間違えれば責任を取らされますし、保護者だってでは来てくださいと言っていいのかどうかとか、本当に迷っている、しかも重大なことを任されている。果たしてそれでいいのかという、コンクリート建屋になっているけれども、そこにほとんど日中だと子供を退避させるということになる。それを保護者に引き継ぐときの責任とか、判断というのは、本当に校長でいいのかどうか、そんな訓練をされているわけでもないのに。そういうところに先ほどの県とか国の権威ある人がお出でいただくことになるのかどうか、その説明の中には何もありませんでした。そんなことで、学校というのはふさわしいところかどうか思っていないので、ぜひ改善していただきたいと思っております。

以上です。

新野議長

今は新たなまた質問が出ましたので、佐藤さんも何かご質問ですか。

佐藤委員

さっきからいろんな話が出ていますけれども、防災計画そのものは、本質的に機能するのかどうかという前に、これがあるから安心しなさいというためにつくられているのではないかという感じが、今ほどいろんな中で議論されていますが、宮崎さんが仰ったように学校はどうするんだとかというのもありますけれども、そういうものとしてつくられていて、果たして本質的に機能するのかどうかというのは非常に疑問だというふうに我々はずっと思ってきました。

そのいい例といたしましては、やはり防災訓練があると思うんですけれども、防災訓練なんかは、いつでも同じ状況で、例えば雨も降らない、風も吹かない、そんな状況でいつもやるみたいな形で、いつも決まった時期に行われているということで、では実際にもし

事故があったときに機能するのかと言うと、真冬の真夜中とか、真夜中と言わなくても、日中であっても冬と夏では全然違うわけですから、そういうものがどうなっているのかなという感じがしますし、それから、先ほどから議論にあるようにE P Zの問題。これは物すごく昔から古くて新しい問題なんですけど、これだけは一向に変わらないわけです。だれもこの話を聞くと信用しないわけです。これ10キロで止まるのかと。これはいろんな柏崎の市議会でもいろいろ議論ありました。ですから、これを見ると、番神の先でもって10キロになるわけ。米山台の真ん中あたりで10キロにたしかなるわけです。では、これ以降はいいのかと。もっとひどい防災訓練の中では、荒浜だったか、鯨波の10キロ圏へ抜ければ、それでももう終わりなんだと言って、避難させた人間は米山の米山山荘か何かに人間を連れていけば、それで終わりなんだという訓練なんです。そういうのは笑ってしまうよなというふうに我々、今までみんな受けとめてきたのであって、少なくとも20キロとか、30キロとかというものを、段階的な対応をとるにしても、やはりそういうのがないと、やはりこれは原発つくった以上はないからだめだからつくったんだと、そういうふうにやはり住民が受けとめてきたというのが問題だし、もっと昔のことを言えば、防災訓練に住民を参加させるというふうにさんざん言ったにもかかわらず、いたずらに不安を仰ぐものだと言って一貫して拒否してきたわけです、今までは。最近になって防災訓練にみんな参加させましょうという話になってきたわけですが、そういう問題があります。

それから、先ほど木野所長が言ったように、いろんな問題が一気に起こることはないというふうに言われましたけれども、これは一般防災と原子力防災というのは切り離されているのであって、実は地震の問題というのは一般防災として取り扱われていて、二つを一緒にしたような形での防災がどうなっているのかというのはないわけです。我々は通常ふだん運転されていて、いろんな問題が一気に起きるとはやはりそうはなかなか思わないんですけれども、やはり大規模な地震ということになれば、そういう問題が一気に起こる可能性というのはあると思うので、そういうものを両方合わせた中での防災というものが果たして考えられているのか、あるいは訓練の中で入れられているのかということになると、そういうものを加味した防災というのは、今まで聞いたことがないというようなこと。それから先ほど見せていただきました訓練の場、現場を見せてもらった段階では、非常に住民を集中的に管理するということになっていて、例えば、一番わかりやすい言い方なんですけど、風は一体どっちに向けて吹いているんだらうというのは、地域のコミュニティセンター単位でもいいから、吹き流しの1本ぐらいあっていいではないかと。それから、SPEEDIシステムがあると言うんですが、かなりのすり鉢状とか、いろんな地形の中で、風というのは予想しているときと反対の方向に吹いていることだってあるわけです。そういうものというのは、あのSPEEDIシステムで完全に全部補足できるのかどうかというようなことも非常に疑問に感じます。

それから、防災の決意として、アメリカなんかでは1人の被ばく者も出さないんだというようなことを、全面に掲げて防災対策を立てるというようなことがあるわけですが、そういうものというのは、先ほどからいろいろ聞いていても、どこにも出てこないという点では、やはり原発をつくったために安全協定を結ぶとか、あるいは防災計画をつくらなければならないということで、一応形式的につくったというところから出発していて、やはり完全なものではないのではないかと感じる私を強くします。

木野所長

幾つかありましたので、まず宮崎委員のご質問の保護者へ返すのは校長の判断だということなんですが、まず退避エリアが放射性物質が周りに降り注いでいるコンクリート建屋の中の話なのか、それとも避難した後のコンクリート建屋、要は避難した後の避難所の話なのかにもよると思うんですけれども。

宮崎委員

実例があったので、そのことが頭にあったものだから質問させていただきました。実は、このJCOのとき近くに小学校だか何かあって、あれ日中の事故でしたよね。それで、夕方まで学校に置いておいたと。ところが、夕方みんな保護者を呼んで帰ってしまったんですよ。ところが、後になってみたら、ずっとその間、中性子線が出続けていた時間帯だったというので、学校が一時的に非難されたというか、あれでよかったのかということが問題になったというのを私は覚えているんです。それで、だから今みたいに、どういう場合を言われているか知らないけれども、そういうものを逐一避難場所に報告されてきているならいいけれども、そういうときだから。今回みたいに中性子線なんかだれも見えもしない、どうなんだかわからないところで、夕方になれば生活的感覚でもって帰さざるを得ないという状況が起こってくるんです。だから、判断って難しいのではないかと思うんですけれども、いろいろな場面は想定されます。

木野所長

そのために多分オフサイトセンターに住民安全班というのがいて、そういうまさに校長の判断というよりは、それこそ住民をどこに避難させるか、いつ例えば、保護者へ返していいのかということも多分実際そういうことがあれば問い合わせを市なりそういうところにしていただくしかないと思うんですけれども、やはりそのために情報を集約するオフサイトセンターというのはつくったんだと思うんです。そこを考えてやっていただきたいなというのがあります。

それから、佐藤さんのご質問も幾つかありますけれども、確かに防災訓練、いつでも同じ状況でやっているよねと。冬の夜中とか、いろんなそれこそ1年365日いつ起こるかわからないのではないかというようなお話もあります。

それは確かにありますが、シナリオとして風向きとかも考えてやっていっているということはあろうかと思えますし、県でも今後いろいろといろいろな時期とか、いろいろな状態を想定して訓練はやっていこうと考えておるようではあります。

E P Zが20キロ、30キロあった方がいいのではないかと。段階的にいろいろ対策をとらなければいけないのではないかとというのは、確かに実際10キロでよくなって、11キロはいいのかというのはあろうかと思えますけれども、実際にそのスピーディーの予測システムで11キロまで危ないという想定がされたら、そこはまさに住民退避を、住民安全班でどこまで考えて、オフサイトセンターとしてどこまでやっていくかというのは、現実に即して考えていかなければいけないのかなと思っている問題であります。

それから、地震との併発の問題ですが、耐震の話はともかくとして、大地震が発生して、それで発電所が大地震の影響によって壊れるということは当然想定はされます。その場合でも、原因はともかくとして、普通は大きな地震が起これば発電所はまずとまるわけです。制御棒が全部挿入されて発電所がとまるわけなんですけれども、とまらなかったと。それ

で、なおかつ配管が破断しましたというような事故が起こった場合、それでもオフサイトセンターは立ち上がるわけでありまして、その原因がともかくとしても、その事故が進展するような状況であれば、オフサイトセンターは立ち上がると思います。

では、ただそこに人が来れるのかとか、電源はどうするんだというような問題もあろうかと思いますが、一応衛星通信システムがあったりとか、一応このオフサイトセンターにも非常用のディーゼル発電機があって、電源を確保できるような状態になっているわけですが、何かしらの動きはできるかと思っておりますが、全く考えていないということではないのかなと思っております。

SPEEDIの予測システム、風がずっと同じ方向に吹いているわけではなくて、いろんな方向に吹くこともあるだろうというのもごもっともでありまして、SPEEDIの予測システムの制度の問題だとは思いますが、それなりに風向きの変化にも対応できるシステムだと聞いております。

高橋課長補佐

防災訓練の関係で幾つかご指摘がございますけれども、一つ確かに佐藤さんがおっしゃるように、県の防災訓練は総合防災訓練として1年おきにやっています、今回がやるとすれば11回目になんでしょうか。そういう形でやっています、平成6年までは確かに住民参加という形ではやっていなかったのは事実です。平成6年のときに、いわゆるそういう住民避難なんかの中心となります消防団の皆さんに参加をいただいて、そういう避難誘導の担当者の訓練もした。その次から住民参加という形で避難訓練をずっとやってきているというのが今までの経過でございます。

確かに時期的にどうかと言われると、今まで確かに10月とか、11月とか、大体その時期にやってくるんですが、これはいろんな事情がありまして、まず一つは、一般の方に参加いただくのに余り季節の悪いときだとなかなか参加しづらいかなとか、あるいは関係機関の一番業務的に整理のしやすい時期はいつかなとか、いろんなことを勘案した中で、県としては大体10月とか11月くらいが一番皆様の参加も得て、訓練がやりやすいのかなということで今まではやっています。

ご指摘のようにいろんな気候条件の中でやったらどうだというのは、確かにご指摘の点もありますので、そういう悪条件化での訓練というのは今後考えていくべき課題かなというぐあいには思っております。

これは非常に余談なんですけど、平成14年の訓練は11月にやったんですが、これは佐藤さんもよくご存じだと思いますが大荒れでございまして、朝からあられが降って非常に寒いという状況の中でやった訓練だったと思っております。

新野議長

もう一つぐらいご質問いただけるかと思えます。

渡辺(丈)委員

さっき宮崎さんからの質問の中に回答が出ていないような気がしますので、避難場所がコンクリートづくりの建物でなければならないというようなことは書かれていないのではないかと私は思います。避難する場所として学校であり、そのコミュニティセンターであり、そういうところは適当な場所であって、それからそういう情報とかそういうものを伝える機能として非常に適当であるというようなことではないかと私は思っています。

すけれども、東電さんみたいにコンクリートづくりでガラス張りも使わないというような建物はまずこの地でないわけですから、そういう発想というか、そういう線量を遮断するようなところまで要求していないのではないかと。多分、新聞紙1枚でも線量は相当とめられるわけですし、そういうことから言ってちょっと適当でないということについては、やはり修正をかける必要があるのではないかと私は思います。

新野議長

お答えいただけますか。要するに避難場所はそういう規定は設けていないわけですかね。  
高橋課長補佐

避難のやり方の中には、実は3通りありまして、いわゆる一般の木造の建物の中に避難する屋内退避ということ。それから、コンクリート屋内退避と言いまして、コンクリートの建物の中。これはさっきちょっと私、言葉足らずだったんですが、100%密閉ということではなくて、ある程度ガラス戸もあってもいいんですが、ある程度遮へい効果のあるところ。それから、あるいはそれと同等の段階で避難、そういうものがなければ避難するというような考え方でやっております。

ちなみに、私どもの防災訓練のときには、刈羽村については、適当なコンクリート屋内退避の施設がないということで、平成14年のときには、たしか長岡の県立高校まで避難をしていただいたというようなことをやっております。

佐藤委員

細かい話をしてもしょうがないんですけども、その段階的な避難、そんなことをしている前に、もうちょっと事故の進展予測というのがあるわけだから、そういう中でもっと適切な対応ができるのであれば、そっちの方を優先してやるということで、木造の建物に屋内退避して、それでまた次のところに動いてなんてという話をしていると、大体そのたびに動けるのかと。だれがどんな指示をするのかというような話がまず出てきて、それまで徹底して、では訓練、1年に1回ぐらいずつやっていたら話は別でしょうけれども、そんなことが可能なかというふうに、まず地域の住民としては考えるわけです。ですから、そういうことが私がさっき言ったように、悪いんだけどもいろんなものがあるからしょうがない、防災計画でもつくるかという、仏が入らないようなものができているのかというのは、そういうことを言っている意味なんです。

それからもう一つ、追加で申し上げたいのは、ここは6キロ圏ぐらいしかないよね。7キロちょっとあるんですか。7キロ前後というのは、例えば事故が起きたときに、実際にここに踏みとどまって事故の対策を果たしてやれるのかという、そういう感じも一つにはあって、全国的に見ると原発の3キロぐらいのところにつくったとか、そういうのがあるみたいなので、この設計段階のときに、こんなことを言ったら悪いんだけども、そういう話をすると、県へ出向いてどんな内容なんですか、ぜひひとつ充実したものをつくってくださいという話に行ったときに、県の方の説明、誰が言ったなんて言いませんよ。当時はJCO事故を受けて、国は補正予算で景気対策も含めてオフサイトセンターをつくることにしましたというふうな説明を聞いたときに、ああやっぱりなというふうに思ったんですが、それが本音だとすると、実はそれが本音なのかなと思うのは、3キロぐらいのところにつくったオフサイトセンターがあるというのは、やはりそういうことなのかなというふうに考えざるを得ない部分だってあるわけ。たまたまここが7キロというんですから、

踏みとどまってやってもらえばいいわけですが、それでもちょっといざというときには機能するのかなという感じがするということなんです。

木野所長

確かにおっしゃるとおり、よくご存じのとおりで、発電所から2キロとか、3キロのオフサイトセンターもあります。泊なんか2キロから3キロくらいらしいですし。7、8キロ離れているというのは大分離れている方だとは思いますが、ではここが放射性物質が降り注がない場所なのかと言ったら、それは100%イエスとは言えないわけです。もちろん来ることも想定して、一応コンクリートでできていますし、窓はあるんですけども、どれだけ耐えられるかというのはあるし、換気も気をつけてはいるはずですが。

放射線の種類によってアルファ線だったら紙1枚で防げますし、ベータ線でもコンクリートで大体防げますね。中性子とガンマ線はなかなか防げないわけですが、ここまで中性子やガンマ線が飛んでくることがどれだけあるかなということだとは思いません。踏みとどまってくれるのかと言ったら、踏みとどまらざるを得ないんですが、それが役目ですし、ということしか、口先だけと言われたらそれまでなんですけれども、そういうことかなと思っております。

仰るとおり、これの建物は全国オフサイトセンターは補正予算でつくっておりますけれども、景気対策かどうかはちょっとそこは私は承知はしておりませんが、あくまで原災法ができて、その原災法でオフサイトセンターをつくるということになったので、補正予算があったからそれをとったということだと私は思っておりますが、以上です。

新野議長

ありがとうございます。まだ多分いろいろあるんでしょうけれども、一応予定の時間なので、まだこの議論はこれでおしまいはないような予定も組んでいますので、また運営委員会とかに図って、もう一度時間を設けるべきことがあればまた設定しますので。

このレベルでなくても、住民が発言する機会には、避難の建物とか、避難道路の質問が必ず出るんです。やはりふだんそういう身近なところが一番不安とか、いろんな疑問が出るんだと思うんです。私なんか、もう何十年も原発があるのなら、公的な建物の大きいものができるときには、中心線を書いた原子力発電所からの側の側面に、東西南北の日差しとか、いろいろ道路とかいろんな条件はあるんでしょうが、意識した防災の建物であるというふうに認識した配慮でもって建てるのができたらとずっと思っているんですけども、そういうPRとか、そういうことが少しずつされることで、また不安が解消されるということもあるので、できれば広範囲にそういうふうに取り込んでいただければなと思うんですけども、そうすると、この審議面が多少ちょっとした不安は解消される部分が多々あるのではないかと思いますので、またいろんな意見を参考にして、またいい意味でつなげていただきたいと思います。

一応、この部分はここで閉めさせていただいて、その他に移りたいんですがよろしいでしょうか。

その他はここにちょっと書いてあるんですが、前回、東海村の方との懇談を了承いただきまして、ご先方との調整で日にちだけが決まっています。7月21日水曜日の夜なんですけど、6時ごろから今、応急的に場所は仮予約の段階なんですけど、時間を効率的に使うために、産業文化会館の2階の会議室を仮押さえていただいています。どなたに出て

ほしいということがありませんので、ご先方は男性だけで今回は女性の参加が残念ながらないんですが、5名参加されるんだそうです。事務局さんが男性、女性1名ずつついてこられて合計7名であちらがいらして、柏崎に夕刻の5時着ぐらいで入られます。6時ごろから産文でというふうに考えているんですが、またご案内を、その日だけが決定なんですけれども、そこでもしお時間がとれる方はぜひ参加をいただきたいと思うんですけれども、議題とかまだ詳しいことはお聞きしていないんですけれども、大体9時ぐらいをめどにということ。委員全員の方に決まり次第場所とかも、もしそれで不都合なれば決められますので、追って近々ご案内しますので、締め切りまでにご希望をお寄せいただいて、これは自由参加ですけれども、ぜひまた交流の意味で参加していただければと思います。

次に、ちらっと何か事務局さんがたまたま手に入ったということで、こういうものなんですけれども、これ私6月の半ば過ぎごろのお話で、余り詳しくわからなかったんですけれども、知事のご意向での懇談ということなので、一応内諾していたんですけれども、肩書きを何を使うのかとまでは承知しないで、小さい引き出しの肩書きをいろいろ羅列したんですが、これは地域の会の会長という肩書きを使いたいと、どうしてもこれだと知事がおっしゃるんだそうで、事後承諾で本当に申しわけないんですけれども、一応では出ますと言ってしまったので、内容はまだよくわかりませんし、打ち合わせなしの本番のみということなので、当日ご期待いただきたいと思うんですが、こういう肩書きで参加させていただくことにしてしまって、後からで本当に申しわけないんですが、会とすれば未来を語るような会になるんだと思うんですけれども、どうしてもこの肩書きを使いたいとおっしゃるからには、こういう中身の問題を取り上げたいというご意向がおりなのだと思います。

今度、知事選に出られないで、今期で終わられるので、柏崎には並々ならぬ思いがおりだということまでお聞きしていますので、協力できるかどうかわかりませんが、事後承諾で本当に失礼なんです、そういうことですのでこの場でわかる範囲でのご報告をしますのでよろしくお願いいたします。

内藤委員

知事の意向だということで、今お聞きすると新野さん不肖でしょうとか、そんなつもりではなかったんだがなというように受けとめておりますけれども、私は基本的にはこの会の名前は使わないでほしいと思っております。この前のもう一つ前の東海村との交流会もそうなんだけれども、まだこの会は対外的な交流をやるとか、そういうのはまだ早いのではないかなと思いますので、今回は決まったことだからいいですけれども、今度はもう少し慎重にしてもらいたいと思いますし、今、新野さんの立場の肩書きはもう印刷されているから消すわけにいきませんけれども、多分、会場ではぜひこうなっているけれども、自分の本意ではなくて、知事がそう仰ったのかわからないけれども、私は本当はこういう立場では出たくないし、あなたのお言葉、気持ちと逆らうかもわかりませんが、そういう言い方を冒頭にさせていただいて、私は新野さん日ごろから非常にいい意見を持って、特に地域振興とか、企業経営なんかに非常にすばらしいアイデアとか意見をお持ちの方だから、そういう点では非常に尊敬もしているし、適任だと思っておりますが、この会の名前が出ることは余り芳しくないと思うし、この会の名前でない部分でもっと大いにやってもらいたいと思います。それを一つ注文というか、私の意見はそういう意見です。

新野議長

多分地域振興が主なんだと思うんですけども、私どこでも申し上げるんですけども、たまたま冠がついてしまったんですが、この会の構成というか、いろんな立場の方がいらっしゃるんで、私が一つの見解で、統一見解のようなことはまずは言う立場でないというのはいつもこの席でも、もしそういう意見が求められれば必ず前もってお話をしてから、個人の意見だということで発言するようには注意していますから、それはまたそうしようと思っています。

内藤委員

当然ご承知で出ると思いますし、そういう断りをするはずですので、だったらこんな形、初めからやめたらいいということなんですよ。印刷になったからどうしようもないけれども、それは仰っていただいた方が私は会のために。

新野議長

原子力の町だということ、要するにどういう意味かわかりませんが、外したくないというご意向があるんだというふうには聞いているんですけども、それでどうもこれが都合がよかったのではないだろうかと思うので、本当に事後承諾みたいな形で、そういう内藤委員と同じようなご意見の方もまた多々おありかと思うんですが、今回申しわけなかったです。

内藤委員

会長自身が発言できないと思うんです。この会を代表するような発言は。

議長

そうですね。こういう肩書きですけども、個人の意見になりますということのような話向きにしかできませんので。

内藤委員

結局そうなるわけだから。だから、そんなだったら知事がここに来ればいいんです。

それともう一つ、東海村の一件はいいですけども、今回、私が2回も3回も欠席している間に決まったことだから、この前も言ったとおり大いにというかやってもらって結構だということですが、今回やはり慎重にしてもらいたいということと、土屋さんという方はいらっしゃいますか、この会に。

それならちょっと一言だけ言わせてください。

新野議長

もしできれば内藤さんがお時間あれば、直接そこでそういうお話もしていただければと思うんですが。

内藤委員

私はそんなつもりはありませんので、会長の立場で言ってもらいたい。この前6月のこの例会のときに、私がこの地域の住民の方が、今まで原子力発電所をどんなふうに見ていたかということで、例え話で、水や空気みたいに11年間も安全運転しているから、何かもう意識から外れてあそこにあるんだな、でも安全に運転しているな。水か空気みたいな意識のように私は感じたものだからそういう発言をしたら、きょう欠席ですけども、本間委員が水か空気と思われたら大変だと。だから、時間は終わったけれども、一言言わせてくれと。内藤委員はああいう言い方したけれども、自分はそういう言い方には反対だと

いうやりとりがあったわけです。その後で、土屋さんが長い演説をやったんです。その中に、私のその水か空気を取り上げて、土屋さんが言うには、私どもは水とか空気みたいな意識は持ちませんと。内藤委員が言ったようなああいう考え方はしませんと。もっと緊張関係を持ってリスクはリスクとしていくんだという発言をしたんです。私ちょっと腹が立ったんですけれども、そんな大人げないと思ってその場で終わろうと思って黙っていたんですけれども、後で議事録が来たんです。見たらちゃんと載っているんだ。それで、またうちの職員に見せたら、これちょっと失礼ですよと。本間委員が今、欠席の方を言うあれではないけれども、本間委員が私と意見が対立したり、反対の意見を言ったり、私の意見を批判してもらってこれは大いにいいんです、委員なんだから。正規の委員同士でやりやいするのはいいんだけど、部外者に私の意見を批判されたり、侮辱されるようなことを、それ文句が残ってしまったものだから、言葉だけのやりとりだったらそれで済ませようと思ったけど、文言が残ってしまったから、私はやはりここに今度いらっしゃるのであれば、事前に会長から委員の発言をとらえて批判するようなことは、非常に失礼なことだったことなんだということを経験として土屋さんに話してもらいたいと思います。内藤委員が非常に憤慨して怒っていると。謝った方がいいだろうというぐらいのことを言ってもらいたい。

新野議長

はい、お伝えします。

内藤委員

やはりはじめですからね。

新野議長

前回、議事を閉じた後に土屋さんから発言していただいているんですけれども、議事の修正をかけるために皆さんにお配りした事務局からのプリントの中にすべて入っていたんですが、後から運営委員会レベルでこれは議事外の発言なので、ホームページ等で公表はすべきでないということでカットして、その部分は掲載はその段階でとめましたので、この一般公開になっている部分にはその文書はたまたま入っていませんので。

内藤委員

でもこのメンバーとか、事務局であるとか。

新野議長

このメンバーには全部入っていますので。

内藤委員

こちらの方にも行っているはずですよ。

新野議長

はい。その事実があるので、一応そういうご意見があったということはお伝えしますので。

内藤委員

ご意見というより非常に憤慨していて、謝らなければ大変なことになるんだというぐらいのことを。委員会というか、正規の委員の発言を批判することを部外者が言っているんですから。

新野議長

批判されたのかどうかを含めて、ご本人のまた意思も確認して、その後それらしい対応をして。

内藤委員

私はそう持っていますから。この会を愚弄していると思いますよ。言い方がだんだんきつくなってきたけれども。だから、本人からいずれお詫びがこないと、私はこのままでいないというぐらいのことを言っておいてください。

議長

はい。あとはではよろしいでしょうか。

事務局

事務局の方からお手元に行っている資料でまだ説明していないのがございますけれども、一つはプレス発表というのが二つつづいてあると思いますけれども、これは前回の定例会のときに質問した原子力安全基盤機構でやった定期安全管理審査はどういうものかとか、それからそれを今度保安院の方で評定したのはどうだということで、これは木野所長さんの方からホームページに出ていたものを送っていただきまして、保安院の方でとりあえず三つ評定をしたんですけれども、実際に機構でやったものについてボリュームが大きいので、玄海発電所4号機の結果だけについて一応添付させていただきました。

それから、もう一つ、前回チェックマンの評価ということで説明があったんですけれども、その詳細な調査結果報告書も木野所長さんの方からいただきましたので、今回つけさせていただきます。

あと、次回につきましては、一応今のところご案内したのは8月4日の水曜日ということで、テーマにつきましては当初の予定ですと、東京電力さんの方から原子力発電所の地震対策についてということなんですけれども、今回、場合によっては原子力防災について議論し足りないということがありましたら、次回また近いうちに運営委員会を開いて、次回きちんとテーマを決めたいと思いますので、またお待ちいただきたいと思います。

以上ですが。

新野議長

議事はではこれで終わるんですが、事務局さんに最後とじていただく前に、1週間ちょっとぐらいのめどで、運営委員会と広報委員会をまた合同委員会として招集したいので、そのちょっと日程を決めさせていただきたいので、そのドアを出たあたりの入り口あたりにちょっとお集まりいただけますか。日程調整だけです。お願いいたします。

事務局

それでは、第14回定例会をこれで終わらせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

今、議長の方が申しあげましたように、運営委員とそれから広報委員の方はちょっと残っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 : 30 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・